

消費料金未納分最終通告書

分類コード 847593

この度、通知しましたのは、貴方の未納されました民法指定消費料金について契約会社、ないしは運営会社から民事訴訟として訴訟の提出されました事をご通知します。以降、下に設けられた裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

このままご連絡なき場合には、原告側の主張が全面的に受理され裁判日の処置として給与の差し押さえ及び、動産物、不動産物の差し押さえを執行官立会いのものとして強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による「執行証書」の交付を承諾して頂きますようお願いすると同時に、債権譲渡証明書を一通郵送させていただきますので、ご了承下さい。民事訴訟及び、裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて受け賜っておりますのでお問い合わせ下さい。尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、ご本人様からのご連絡を頂きますようお願い申し上げます。以上をもちまして、最終通達とさせていただきます。

※最近架空請求業者の新しい手口として小額訴訟手続きく小額訴訟は一日で判決が出てしまうため、放置してしまうと欠席裁判となり原告側の言い分どおりの判決が出される>を利用し、実際に訴訟を提起する事例もございます。

万が一身に覚えのない場合、早急にご連絡下さい。

裁判取り下げ最終期日 本書到達後三営業日以内

〒171-0022 東京都豊島区南池袋2-8-17

03-3988-4801 (9:00~20:00)

民事総合管理組合